

令和6年度第1回相模原地域地域医療構想調整会議
資料4

相模原二次保健医療圏 病床整備事前協議

令和6年8月
相模原市

以下、相模原二次保健医療圏を相模原保健医療圏と呼称します。



病床に係る相模原保健医療圏の状況など ①

1 提案説明

令和6年4月1日現在、相模原二次保健医療圏において、次のとおり既存病床数が基準病床数を下回っていることから、「病院等の開設等に関する指導要綱」第4条の規定により、その状況が病床整備事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて提案し、ご意見を伺うもの。

〔表1〕

神奈川県第8次保健医療計画(R6~R11)における
相模原構想区域の基準病床数及び既存病床数

基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	介護医療院転換数 (C)	差引 (A) - ((B) + (C)) ※ (A) - (B)
6,389	5,910	388	△91 ※△479



病床に係る相模原保健医療圏の状況など ②

2 相模原保健医療圏の現状(2023年(R5))と必要病床数(2029年(R11))

神奈川県病床機能状況〔表2〕

病床機能区分	病床機能報告 (D)	必要病床数 (E)	差引 (D - E)
高度急性期	908	808	100
急性期	2,290	2,305	△15
回復期	451	1,710	△1,259
慢性期	2,326	2,413	△87

※必要病床数は第8次神奈川県保健医療計画で公表されたもの

※必要病床数は、病床を整備する目標である基準病床数とは位置づけが異なる



病床に係る相模原保健医療圏の状況など ③

3 令和4年度 病床整備事前協議の結果

募集期間 令和4年10月5日～11月30日

公募対象 回復機能を担う病床 83床

応募状況 5事業者 合計83床

[表3]配分結果

No.	病院名 (法人名)	設置区	配分条件	配分病床数 (回復期)
1	さがみリハビリテーション病院 (医療法人社団 哺育会)	緑区	移転 新築	10
2	瀏野辺総合病院 (医療法人社団 相和会)	中央区	改修	20
3	森田病院 (医療法人社団 悠心会)	緑区	改修	5
4	晃友相模原病院 (医療法人社団 晃友会)	緑区	改修 新築	46
合 計				81



本日協議いただきたい事項

(1) 病床整備事前協議の実施の可否

※以下は、病床整備事前協議を行う場合

(2) 介護医療院転換病床数を既存病床にカウントすべきか

(3) 公募の対象とする病床機能等

(4) 公募期間



(1) 病床整備事前協議の実施の可否①

〔表1〕

神奈川県第8次保健医療計画(R6~R11)における
相模原構想区域の基準病床数及び既存病床数

基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	介護医療院転換数 (C)	差引 (A) - ((B) + (C)) ※ (A) - (B)
6,389	5,910	388	△91 ※△479

病床整備事前協議は、基準病床数の範囲内で、公募により配分する。

※介護医療院転換数の既存病床数へのカウントについては後述



(2) 介護医療院転換病床数を既存病床にカウントすべきか

■ 経過措置

介護医療院転換病床数は388床

第7次計画期間中(令和5年度)までは、既存病床数にカウントすることとしていた。



■ 神奈川県保健医療計画推進会議等での意見

病床が介護医療院へ転換されたとはいえ、患者の受け皿が減少した訳ではないため、機械的に差し引きすると必要以上に病床を整備をすることになる、という考え方もあるのではないかと。



上記の意見を踏まえ、相模原保健医療圏では
介護医療院転換病床数を既存病床にカウントする方向でどうか

※公募する病床数 カウント「する」場合91床 ※カウント「しない」場合479床

※来年度においても引き続き検討します。

※介護医療院とは

介護医療院は医療提供施設の側面を持ちながら生活施設としての役割を担うものとして介護保険法の改正により創設されたものです。厚生労働省においてこの事業を促進させる狙いから医療法の定める慢性期を担う医療療養病床を減少させ、その範囲において介護医療院等へ転換させる助成事業が行われております。



(3) 公募の対象とする病床機能等①

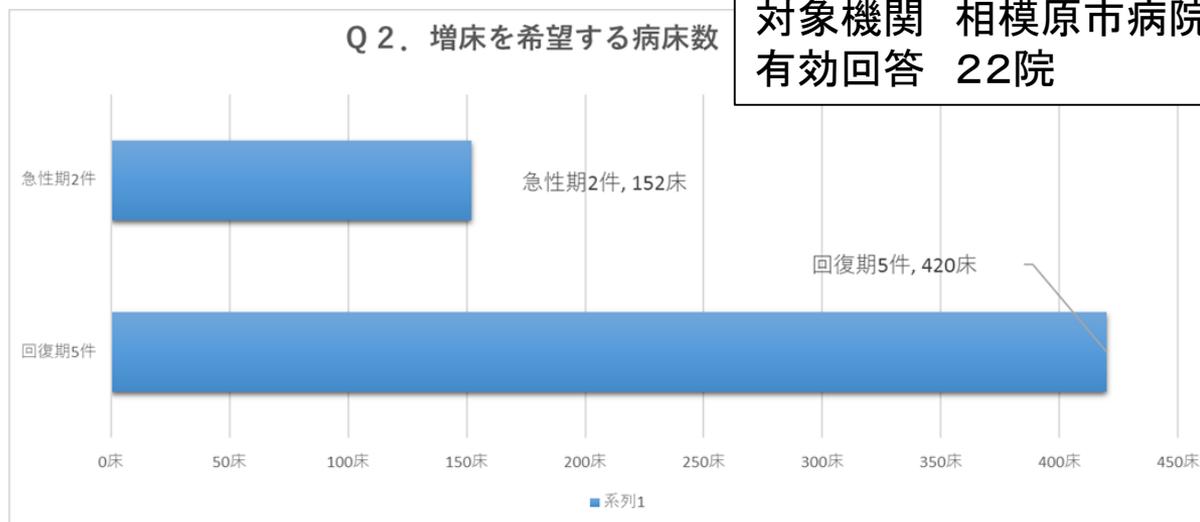
病床機能状況〔表2〕

病床機能区分	病床機能報告 (D)	必要病床数(E)	差引 (D - E)
高度急性期	908	808	100
急性期	2,290	2,305	△15
回復期	451	1,710	△1,259
慢性期	2,714	2,413	301

※慢性期の病床機能報告に介護医療院転換数388床を含む

増床希望等の意向アンケート結果(抜粋)

回答期間 令和6年8月2日～8月9日
 対象機関 相模原市病院協会31院
 有効回答 22院



病床機能状況では「急性期」及び「回復期」が不足しており、アンケートによる意向においても、「急性期」及び「回復期」の増床を希望している。

(3) 応募の対象とする病床機能等②

1 配分方法

病床機能状況の結果から急性期機能病床と回復期機能病床を基準病床数(91床)の範囲内で、公募により配分を行う。

2 公募要件等

(1) 病床機能区分は、急性期・回復期を担うものとする。

〔表4〕 回復期を担う病床として算定する入院料等

病床機能	診療報酬上の入院料等
急性期機能	・一般病棟入院基本料 ・地域包括医療病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 など
回復期機能	・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括医療病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 など

(2) 回復期機能の増床を優先し、急性期機能増床上限を15床とする。

(3) 相模原市内の既存の医療機関の増床を優先とする。

※(2)の例

応募の内訳が回復期の合計95床、急性期の合計10床の場合は、回復期91。

回復期の合計70床、急性期の合計20床の場合は、回復期70床、急性期15床。

(3) 応募の対象とする病床機能等③

(3) 配分条件

原則として、次の表5の期間内までに医療法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出を行うこと。

〔表5〕事前協議の申出要件

項 目		期 間
工事を伴わない場合		翌年の11月30日まで
工事を伴う場合	改修等による増床	病床配分決定通知日から1年以内
	新築（移転再整備を含む） 及び増改築を伴う増床	病床配分決定通知日から2年以内
	再開発事業等を伴う新設	事業計画で予定する期日
	上記以外の場合	市と調整の上必要と認めた期間



(3) 応募の対象とする病床機能等④

■ 病床の配分は、次の視点で総合的に評価して行う。

- (1) 地域の医療需要との整合性
- (2) 地域医療連携等に係る調整状況
- (3) 運営計画(人材確保計画、資金計画)の実現性
- (4) 整備計画(土地確保、建築計画)の確実性

相模原市地域保健医療審議会
(仮称)相模原市病床整備検討部会で評価予定

■ 配分後の病床機能の維持について、次の点を要件とする。

- (1) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの機能と病床数を維持すること。
- (2) 10年経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。



(4) 公募期間

■ 公募期間の延長

公募期間が短いことから、開設希望者に対し十分な準備期間を設けられていなかった可能性があるため、募集期間を従来の2か月から延長し、また十分な審査を行うため、配分可否の審査期間についても延ばす。

従来 公募期間10月から11月まで(2か月)

審査期間12月から1月まで(2か月)



(案) 公募期間11月から翌年度10月まで(1年間)

審査期間11月から1月まで(3か月)

※公募期間を延長する場合、神奈川県「病院等の開設等に関する指導要綱」の改正が必要であるため、上記「公募期間」及び「審査期間」は現時点の想定。詳細は、今後、神奈川県と調整の上決定します。



病床整備事前協議の流れ(イメージ図①)

地域医療構想調整会議 [8月20日]

- 病床整備に関する考え方について県が意見聴取
- 公募条件（配分すべき機能）の検討

相模原市地域保健医療審議会 [9月9日]

- 病床整備に関する考え方について市が意見聴取
- 公募条件（配分すべき機能）の検討
- （仮称）相模原市病床整備検討部会の設置協議

市長が対応方針（事前協議の実施可否）を決定 [9月]

神奈川県保健医療計画推進会議 [9月]

市の対応方針について県が意見聴取

神奈川県医療審議会 [10月]

市の対応方針について県が報告

（仮称）相模原市病床整備検討部会 [10月]

- 公募条件（配分すべき機能）の確認
- 評価方法の検討 1回

市長が公募要項を決定 [10月]

公募開始 [11月]

地域医療構想調整会議 [11月]

- 公募開始及び公募要項を報告

※新規設置予定
（病床の応募に対して、
評価・配分案を検討する部会）



病床整備事前協議の流れ(イメージ図②)

公募終了〔翌10月〕

(仮称)相模原市病床整備検討部会〔11~1月〕

○配分案の作成(配分先医療機関、病床数) 2回

地域医療構想調整会議〔1月〕

○配分案に関して県が意見聴取

相模原市地域保健医療審議会〔2月〕

○配分案に関して市が意見聴取

市長が配分案を決定〔2月〕

神奈川県保健医療計画推進会議〔2月〕

相模原市の配分案について県が意見聴取

神奈川県医療審議会〔3月〕

相模原市の配分案について県が報告

県知事からの報告を受けて、市長が決定通知を交付〔3月〕



提案のまとめ

■ 病床に係る相模原保健医療圏の状況

- ・基準病床91床が不足している ※介護医療院転換病床のカウントをしない場合479床
- ・急性期と回復期が必要病床数を満たしていない

■ 協議事項

(1) 病床整備事前協議の実施の可否

- ・実施

(2) 介護医療院転換病床数を既存病床にカウントすべきか

- ・患者の受皿に変化がなく必要以上の病床を整備してしまうためカウントする

(3) 公募の対象とする病床機能等

- ・全数91床の内、回復期を優先とし、急性期は15床を上限に配分

(4) 公募期間

- ・公募期間は従来の2か月から1年間に設定

